

「奥内地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託」の
公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和8年6月18日

青森県東青農林水産事務所長

記

- 1 業務名
奥内地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託
- 2 業務の目的及び概要
 - (1) 目的
本業務は、奥内地区農業水路等長寿命化・防災減災事業の計画策定のための調査計画を行うものであり、将来的な農林水産省補助事業の採択審査等に適応する資料の作成を目的とする。
 - (2) 概要
調査計画業務 一式
- 3 応募資格等
別添「奥内地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託応募要領」による。
- 4 契約の締結について
本業務に係る契約は、別添「奥内地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託応募要領」により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。
- 5 その他
業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。
- 6 応募・照会等窓口
〒030-0861 青森県青森市長島二丁目10-3 青森フコク生命ビル7階
青森県東青農林水産事務所
TEL 017-734-9992
メールアドレス hi-nosui@pref.aomori.lg.jp
担当者 農村計画課 神、豊嶋

奥内地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託応募要領

1 業務名

奥内地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託

2 業務の目的

本業務は、奥内地区農業水路等長寿命化・防災減災事業の計画策定のための調査計画を行うものであり、将来的な農林水産省補助事業の採択審査等に適応する資料の作成を目的とする。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月19日（金）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（１）及び（２）の双方に該当する者とする。

（１）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

（２）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、又は令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）等に基づく知事の指名停止の措置に参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木又は農業農村工学、総合技術監理部門：農業土木又は農業農村工学）、博士（農学）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であること。

6 参加表明書に関する事項

(1) 本業務の受託を希望する者は、様式第 1 号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写し並びに 5 (2) のエ及びオに該当していることを確認できるものの写しを添えて、12 の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること（提出期間内に必着のこと）。

(2) 提出期間

令和 8 年 6 月 19 日（金）から令和 8 年 6 月 29 日（月）まで

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

7 企画提案書の作成、提出等

(1) 6 の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去 10 年間ににおける同種業務の実績（企画提案書様式 2）

前年度から過去 10 年間ににおける 3 に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式 3）

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式 4）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

(2) 提出方法

様式第 2 号により、作成した企画提案書を 12 の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により 2 部（正 1 部、副 1 部）提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

ただし、提出する企画提案書は、1 者につき 1 点に限る。

(3) 提出期間

令和 8 年 6 月 19 日（金）から令和 8 年 7 月 2 日（木）まで

休日等を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 応募資格の有無
- (2) 企画提案書の内容の適切性
 - ア 過去10年間の同種業務の実績（同種業務とは、別添資料3に示す内容のものとする。）
 - イ 配置予定管理技術者の能力
 - ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の特定に当たっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうち本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に、令和8年7月7日（火）までに通知（様式第3号）する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に青森県東青農林水産事務所長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒030-0861 青森県青森市長島二丁目10-3 青森フコク生命ビル7階
青森県東青農林水産事務所

TEL 017-734-9992

メールアドレス hi-nosui@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村計画課 神、豊嶋

イ 受付時間

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 青森県東青農林水産事務所長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出

は認めない。

- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。

ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。

- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、青森県東青農林水産事務所長が継承するものとする。

- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和8年6月29日(月)までに、書面(様式任意)により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、4,719千円程度(消費税及び地方消費税を含む。)を想定している。

- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、青森県東青農林水産事務所長と企画提案書の見積額の金額で締結する。

ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒030-0861 青森県青森市長島二丁目10-3 青森フコク生命ビル7階
青森県東青農林水産事務所

TEL 017-734-9992

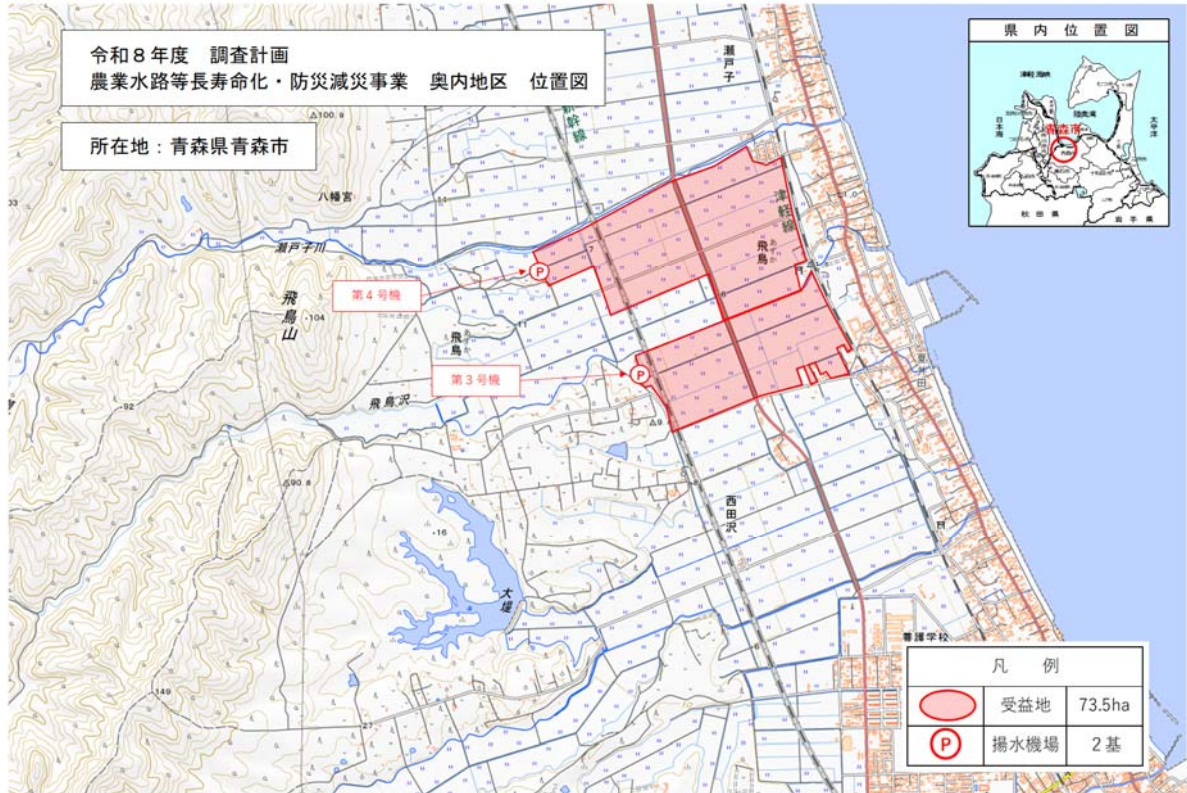
メールアドレス hi-nosui@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村計画課 神、豊嶋

(別添資料)

本地区の概要等

- 1 本業務場所は次のとおりである。
青森市大字飛鳥地内（次の地図に示すとおり）



この地図は、国土地理院発行の5万分の1の地形図を使用したものである。

- 2 本業務の特記仕様書は次のとおりである。

特 記 仕 様 書

業 務 番 号 : 東農水(整委)第6号

業 務 名 : 奥内地区農業水路等長寿命化・防災減災事業
調査計画委託

業 務 場 所 : 青森市大字飛鳥地内

履 行 期 限 : 令和9年3月19日

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本業務の施行にあたっては、青森県農林水産部農村整備課「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(目的)

第2条 本業務は奥内地区農業水路等長寿命化・防災減災事業の事業計画等を作成するための調査計画を行うものである。

(場所)

第3条 本業務の業務場所は、青森県青森市大字飛鳥地内で、別添位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第4条 委託契約書と共通仕様書に記載されている以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1) 作業実施の順序、方法等は調査職員と緊密な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2) 作業の内容に著しい変更があった場合は、甲と乙の協議の上、契約内容の変更を行うこととする。

第2章 作業条件

(作業条件)

第5条 設計作業における条件は次のとおりである。

項目	内容
基本条件	令和9年度農業水路等長寿命化・防災減災事業の新規採択希望地区として、採択審査及び申請に適應する計画であること。 各種資料の作成にあたっては、資料の事前提出を指示する場合があるため、留意すること。
設計業務	本作業の目的を十分理解し、深井戸及び付帯構造物の設計を行うこと。 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱及び実施要領に基づき事業計画を作成すること。

(参考図書)

第6条 調査及び設計作業の参考とする図書は、共通仕様書によるほか、次によるものとする。

名 称	編者・著者・発行所	制定（改訂） 年 月
土木製図基準（JIS A 0101 土木製図）	土木学会	平成 21 年 2 月
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説設計「ポンプ場」	農林水産省農村振興局	平成 30 年 5 月
農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き	社団法人 農業土木事業協会	平成 18 年 6 月
さく井・改修工事標準歩掛資料	（一社）全国さく井協会	令和 2 年度版
改訂版新たな土地改良の効果算定マニュアル	大成出版社	平成 27 年 9 月

（貸与資料）

第 7 条 貸与資料は次のとおりである。

貸与資料名	部 数	備 考
平成 6 年度 県営奥内第二地区 ほ場整備事業 二奥県ぽ第 31 号 原図	一式	

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第 8 条 前 6 条、7 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等の取扱いは、次のとおりとする。

- 1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議する。
- 2) 参考図書は設計作業時点の最新版を用いること。
- 3) 参考図書は原則として第 1 回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 業務の内容等

（業務内容）

第 9 条 業務内容は次のとおりである。

項 目	内 容
調査計画業務	基本設計 1 式、経済効果 1 式

（作業項目及び数量）

第 10 条 本業務における作業項目及び内容は次のとおりである。

作 業 項 目	内 容	数 量	備 考
【設計業務】			
基本設計		1 式	

1. 現地調査	設計のために必要な現地調査を行う。	1 式	補正率 0.25
2. 資料収集	設計に必要な資料を収集し整理する。	1 式	補正率 0.25
3. 取水施設設計(構造図作成)	深井戸ポンプ及び付帯構造物の概略設計を行い構造図を作成する。	1 式	補正率 0.25
4. 取水施設設計(数量計算)	概算工事費の積算に必要な数量計算を行う。	1 式	補正率 0.25
5. 工事費積算	主要工事数量と事例等による単価で概算工事費を算定する。	1 式	補正率 0.25
6. 点検とりまとめ	上記の点検とりまとめ及び報告書作成を行う。	1 式	補正率 0.25
7. 経済効果算定資料作成(簡易版) 7-1 資料の検討 7-2 作物生産効果算定 7-3 国産農産物安定供給効果 7-4 総便益算定	定められたマニュアルに基づき、資料の検討、各種年総効果額及び総費用を算定し、年同費用総便益比により経済効果を算出し、資料を作成する。	1 式	補正率 0.5
8. 事業計画概要表作成 8-1 概要表作成 8-2 計画一般図作成	所定の様式により、計画概要表及び計画一般図を作成する。	1 式	

(業務上の留意事項)

第 11 条 業務上の留意事項は、次のとおりである。

- 1) 作業実施の順序、方法等は調査職員と緊密な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2) 作業内容に著しい変更があった場合は、協議の上、契約内容の変更を行うこととする。

(作業の留意点)

第 12 条 作業上特に留意する点は、次のとおりである。

- 1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。

- 2) 設計に当たって参考にした文献等については、その出典及び該当ページを明示するものとする。
- 3) 施工上、特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図書に記入するものとする。
- 4) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に調査職員へ説明するものとする。

(管理技術者)

第 13 条 共通仕様書第 1 - 6 条の 3 に示す管理技術者の資格について、技術士（農業部門の農業土木）、博士（農学）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）とする。

第 4 章 打合せ

(打合せ)

第 14 条 共通仕様書の打合せ時期及び回数等は次に示すとおりである。

回	作業段階	内 容
第 1 回	業務着手前	条件確認及び業務計画書（受注者側の審査体制についても記載すること。）について打合せる。
第 2 回	中 間	細部条件、構造細目について打合せる。
第 3 回	最 終	成果品のとりまとめ方について打合せる。 何れの打合せ時も打合せ簿により相互確認する。

第 5 章 成果品

(電子納品対象業務)

第 15 条 本業務は、電子納品対象業務である。電子成果品の作成は、「青森県電子納品運用ガイドライン」に基づき進めること。

(成果品)

第 16 条 提出すべき成果品及び提出部数は、共通仕様書で定めるもののうち次に示すものとする。

成果品名	規 格	部 数	備 考
1 報告書	A-4	4 部	事業計画資料 調査計画参考資料、添付図面等
2 電子成果品	CD-ROM	4 部	電子データファイル

(成果品の装丁等)

第 17 条 成果品の装丁等は、次によるものとする。

- 1) 報告書は 1 冊にまとめること。
- 2) 装丁はパイプ式ファイルとする。
- 3) 提出先は、青森市長島二丁目 10 番 3 号 青森フコク生命ビル 7 階
東青農林水産事務所とする。

第 6 章 その他

(定めなき事項)

第 18 条 この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。

また、成果品納入後といえども、誤り、不備等が発見された場合は速やかに処理するものとする。

3 評価基準等は次のとおりである。

(1) 応募資格の判定

応募資格	判定	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定技術者は、必要な資格を有していること		該当しない場合は失格
判定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価〔10点満点〕	
	(1) 同種業務の実績（国・県発注のもの）	
	①過去10年間で5件以上の実績あり	10点
	②過去10年間で1件以上の実績あり	5点
	③過去10年間で実績なし	0点
	技術者評価〔20点満点〕	
	(2) 配置予定管理技術者の保有資格	
	①技術士（農業部門：農業土木又は農業農村工学、総合技術監理部門：農業土木又は農業農村工学）、博士（農学）	7点
	②シビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）、農業土木技術管理士	4点
	③上記以外	0点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験（国・県発注のもの）	
	①過去5年間で3件以上の経験あり	7点
	②過去5年間で1件以上の経験あり	4点
	③上記以外	0点
	(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	
①各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	6点	
②各団体の目標（推奨）単位数の半数以上を満たしている	3点	
③上記以外	0点	
	30点×技術力評価得点／技術力評価満点	点
2 価格評価 (70点)	70点×（1－見積価格／予定価格）	点
合計 (100点)		点

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

青森県東青農林水産事務所長 殿

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「奥内地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募資格に関する証明資料

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

青森県東青農林水産事務所長 殿

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「奥内地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 2部 (正1部、副1部)

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail

(様式第3号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇 あて

青森県東青農林水産事務所長

企画提案書の審査結果について（通知）

「奥内地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定した《には特定されなかった》ことを通知します。

（担当者）

所属／部署

氏名

電話

E-mail

(企画提案書様式2)

過去10年間の同種業務の実績

業務名：

会社名：

事業名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】(※調査計画業務の場合、業務内容に応じて設定する。)

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて
同種業務とは
 - ① 事業名が同じで計画手法が確立されている業務。
 - ② 事業名は違うが調査手法等が既存の事業と同様と認められる業務。
 - ③ 新規創設事業であっても、調査方法や計画手法並びに計画書作成や効果算定が既存の業務と同様と認められる業務。
 - ④ それ以外の業務は「実績なし」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名：

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏名	役職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏名	所属・役職	業務名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏名	団体名	目標(推奨)単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1)配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見積書 (積算内訳)

業務名 :

会社名 :

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員 (人)							備 考
	技師長	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員		

(別紙 1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系 CPD 協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会 連合会	継続学習制度（CPDS）	20 ユニット／年 40 ユニット／2 年 60 ユニット／3 年 80 ユニット／4 年 100 ユニット／5 年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発 システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5 年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協 会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制 度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3 年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構 （CPD）	50 単位／年